

令和7年度 浜松市博物館 博物館実習実施要項

浜松市博物館

浜松市博物館が令和7年度に実施する博物館実習について、次のとおり要項を定める。

(用語の定義)

第1条 本要項の条文中の用語の意義は、以下のところに定めるところによる。

- (1) 本館 浜松市博物館をいう。
- (2) 規則 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）をいう。
- (3) 実習 本館が令和7年度に実施する、規則第1条に掲げる博物館実習をいう。
- (4) 実習期間 第4条第1項に定める実習の開講期間をいう。
- (5) 館長 浜松市博物館長をいう。
- (6) 実習生 第8条第2項による受け入れの決定を受けた者をいう。
- (7) 実習希望者 実習の受講を希望する者で、第8条第2項による受け入れの決定を受ける前の者をいう。
- (8) 所属大学 実習生又は実習希望者が所属する大学（大学院を含む）をいう。
- (9) 受入依頼文書 所属大学より館長宛て実習希望者の受け入れを依頼する文書をいう。
- (10) 本館連絡先 本要項別紙に記載した本館の連絡先をいう。
- (11) 居住地等 実習期間における実習生の居住地又は帰省先等滞在地をいう。
- (12) 受入承諾書 館長より所属大学宛て実習希望者の受け入れを決定した旨を通知する文書（本館所定様式）をいう。

(準拠)

第2条 実習は「博物館実習ガイドライン」（文部科学省平成21年4月）に準拠して実施する。

(実習の目的)

第3条 実習は、以下の各号を目的として実施する。

- (1) 博物館での実務を通じて、将来の学芸員として必要な知識・技能・態度を習得する。
- (2) 来館者や資料寄贈者など博物館利用者と直接触れ合うことで、博物館への期待を知る。
- (3) 生涯学習の場としての博物館の役割を理解し、あるべき姿を志向する。
- (4) 博物館の業務を体験することで、博物館をとりまく社会に博物館事業への理解者または協力者を増やす。

(実習期間)

第4条 実習を開講する期間は、令和7年8月26日（火）から令和7年8月30日（土）までの計5日間とする。

2 実習期間の各日における開講時間は、午前9時15分から午後5時までを基本とする。

(定員)

第5条 実習生の定員は15名程度とする。なお、同一の大学からの実習生の受け入れは原則として2名以内とする。

(受入条件)

第6条 本館は、次の各号の条件を全て満たし、かつ、第8条第2項により受け入れの決定をした者を実習生として受け入れる。

- (1) 第8条第1項第1号の申し出の時点において、規則第1条に掲げる博物館に関する科目のうち博物館実習以外の科目の単位を取得済又は取得見込み（科目の履修中に限る）であること。
- (2) 実習期間の日数が、所属大学が指定する実習日数を満たすこと。
- (3) 実習期間における居住地等が、静岡県浜松市・湖西市・磐田市・袋井市・掛川市・菊川市・御前崎市・森町にあることを原則とし、かつ実習の全ての課程を遅刻及び早退することなく受講できること。
- (4) 将来学芸員になることを希望しており、学芸員資格取得に意欲があること。
- (5) 実習期間中において、実習生又は所属大学が災害傷害保険・賠償責任保険等へ加入できること。
- (6) 本館は地域史を主とする歴史系博物館であり、歴史分野を題材として実習を行うため、そのことを承知し、意欲的に実習参加できること。
- (7) 所属大学が附属博物館等で博物館実習を別途開講している場合において、所属大学で受講しない理由がやむを得ないものであると本館が認めること。

(実習内容)

第7条 実習は、次の各号の課程で構成される講義を実施することを基本とする。

- (1) ガイダンス及び館内見学
- (2) 資料の取り扱いについて
- (3) 展示の企画
- (4) 講座の企画
- (5) 教育普及事業について
- (6) 情報発信について

(申し込みの手続き)

第8条 実習希望者及び所属大学は、次のとおり申し込みをすること。

- (1) 実習希望者は、令和7年1月23日（木）から令和7年3月14日（金）までの間（ただし、本館休館日を除く。）に、本館連絡先へ電話により受講を希望する旨を申し出ること。この時に本館は、実習希望者が第6条各号に定める条件を満たしているかを確認し、条件を満たす者に対して受け入れの内諾をする。ただし、内諾を受けた者の人数が第5条に定める定員数を上回った場合は、上記の受付期間中にもかかわらず、受付を終了することがある。

- (2) 前号の内諾を得た実習希望者は、令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）までの間に受入依頼文書を本館連絡先へ提出するように所属大学へ依頼すること。
- (3) 所属大学は、前号の期間内に本館連絡先へ郵送により受入依頼文書を提出すること。なお、受入依頼文書は所属大学所定の様式とする。
- 2 本館が前項第3号の受入依頼文書を受付した後、館長は当該実習希望者の受け入れを決定する。この決定をもって正式に実習生として取り扱うこととする。
- 3 本館は、第1項の内諾及び第2項の決定の審査を行うに際し、必要に応じて、実習希望者に対して、成績証明書等審査に必要な書類の提出を求めることができる。
- 4 第2項の決定の後に、館長は令和7年5月末日までに所属大学に対して受入承諾書を郵送により交付する。なお、受入承諾書の交付を受けた所属大学は、当該実習生に対して本館による受け入れが正式に決定された旨を通知すること。
- 5 第2項の決定の後に、第6条各号の条件を満たしていないことが判明した場合、館長は当該実習生の受け入れの決定を取り消しする場合がある。

（費用負担）

第9条 謝礼金等実習の実施にかかる対価は不要とする。

- 2 教材費等実習を実施する上で必要となる経費について実習生に負担を求める場合がある。
- 3 本館及び居住地等との間の交通費、及び本館外での講義を行う場合に発生する交通費は実習生の負担とする。

（実習評価）

第10条 本館は、実習生に対して個別具体的な評価を行わない。

- 2 館長は、実習期間の終了後、実習の全ての課程を受講した実習生に対して、本館所定様式の修了証明書を交付する。ただし、実習期間中における急病等やむを得ない事情により実習の課程の一部を受講できなかった実習生について、所属大学と本館の協議により、所属大学による補講を実施すること等を条件として、修了証明書を交付することができる。
- 3 実習態度が不適切であると本館が判断する実習生がいる場合、本館は所属大学との協議により当該実習生に対して実習を中止する、もしくは修了証明書を不交付とする措置をとることができる。

（その他）

第11条 本館が開催する事業、天候、感染症拡大防止対策等やむを得ない事情により、実習期間及び内容を変更又は中止することがある。

附 則

- 1 この要項は、令和7年1月7日から施行する。
- 2 この要項は、実習生全員に対して第10条の実習評価を完了した時点で効力を失う。

別紙

令和 7 年度博物館実習に関する連絡先

〒 4 3 2 - 8 0 1 8

浜松市中央区蛸塚四丁目 2 2 番 1 号

浜松市博物館 博物館学芸グループ 博物館実習担当

電話番号 0 5 3 - 4 5 6 - 2 2 0 8